

別紙 1 3 その他清掃業務仕様書

1. 作業時間

- (1) 日常清掃においては、閉庁・閉館日を除く毎日、午前7時00分から午後3時00分までとする。
- (2) 床の洗浄及びワックス塗布は、閉庁・閉館日に実施するものとする。

2. 用具及び材料

- (1) 作業に使用する清掃用具及び材料は、騒音や異臭を発するものを使用せずすべて発注者の検査を受けたものを使用し、用具は常に整備点検を行うこと。
- (2) 作業に使用する一切の用具、資材及び薬類並びにワックス、石鹼水は乙の負担とする。
- (3) 作業に使用する一切の電力、水道及びガスの使用料は発注者の負担とする。

3. 一般事項

- (1) この作業実施に当たっては、施設所管課の業務に支障のないように充分注意し、作業上での衛生及び火気取締まりを行うこと。
- (2) 作業に当り、建物に対し損害を与えた時は、受注者の負担とする。
- (3) その他細部については、施設所管課職員の指示を受け作業を行うこと。

4. 受水槽・貯水槽・清掃業務

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容

- ①貯水槽内部の状態チェック
- ②マンホール等のチェック（気密性、防虫）
- ③給水配管の状態チェック
- ④冷水、冷温水、温水ポンプ、サクシヨン配管チェック
- ⑤環管及びバイパス管のチェック

- ⑥槽内の異物等のチェック
- (3) 作業管理
 - ①水槽清掃現場の把握（給水、排水時のチェック）
 - ②準備計画書の作成
 - （工程表の作成、仕様書の作成、作業人員手配書の作成、
計画、機器資材等の搬入計画、架設等の計画）
 - ③作業員の安全管理
 - ④安全処置の確認
 - （換気装置、工具機器、油、火気、架設機器等、機能及び
安全確認）
- (4) 検査
 - ①貯水槽内部清掃の検査
 - ②漏水その他検査及び水張り等
 - ③機器類の作動調整検査
 - ④清掃前後の水質検査表の作成、提出
- (5) 用具及び材料・(6) 一般事項は前記と同様

5. 貯湯槽タンク清掃業務

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」

(2) 作業実施内容

- ①清掃は作業員によるブラシ等を用いての清掃のほか高圧スプレーを使用して行う。なお、排水には、水中ポンプを使用する。
- ②次亜塩素酸ソーダ溶液（50～100 mg/l）を使用し、高圧スプレーによりタンク内全面を消毒する。消毒後タンク内を洗い流す。
- ③満水まで水を張る。
- ④0.1 mg/l以上をもって可とし、0.1 mg/l未満の場合は原因を調査・除去して、再度、清掃・消毒等を行う。
- ⑤水張り後に採水し、レジオネラ検査を行う。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は前記と同様

6. 床洗浄ワックス塗布作業

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容

床面をダスタークロス等で除塵し、その後洗剤を用いポリッシャー等で洗浄する。洗浄後の汚水を回収し、清潔な水を使いモップ等で水拭きを行う。床面の乾燥を確認し、樹脂ワックスを2回塗布する。

※石質は、ポリッシャー等で洗浄し、洗浄後汚水を回収する。

※長尺シートは、床面をダスタークロス等で除塵し、その後洗剤を用いポリッシャー等で洗浄する。洗浄後の汚水を回収し、清潔な水を使いモップ等で水拭きを行う。床面の乾燥を確認し、樹脂ワックスを2回塗布する。作業の際、移動が可能な什器備品は移動し作業を実施する。

※移動が可能な什器備品は移動させて作業を実施する。移動させた什器備品は必ず元の位置に戻す。

※体育館については、樹脂ワックスの塗布は施設担当課と協議の上実施とし、アリーナ部分をダスタークロス等で除塵し、担当課から貸与する洗剤を用い、ポリッシャー等で洗浄する。

(3) 用具及び材料

イ 作業に使用する清掃資機材は、施設の検査を受けたものを使用し、常に整備点検を行うこと。

ロ 作業に使用する一切の資機材は受託者の負担とする。

ハ 作業に使用する電気・水道・ガス等は施設が負担するものとする。ただし、使用に際しては節約に心がけ、経費の節減に努めること。

(4) 一般事項

イ この作業実施に当たっては、施設の業務支障のないように十分に注意し、作業上での安全・衛生及び火気取締りには万全を期すること。

ロ 作業に当たり、建物等に対して損害を与えた時は、受託者の負担とする。

ハ その他細部については、施設職員の指示を受け作業を実施すること。

7. 窓ガラス・サッシ清掃作業

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容

窓ガラスを洗剤により全面を洗浄する。その後スクイーズ等で汚水を取り去り、雑巾等で乾拭きをする。サッシについても、洗剤で洗浄後、乾拭きを実施する。

※ウインドウフィルム施工箇所について

- ・フィルム表面の砂や固いゴミがついていないキレイな柔らかいタオルで水拭きを行うこと。
- ・強固な汚れは、台所食器洗剤（中性洗剤）をバケツなどで1～2%に薄めて拭くこと。
- ・ガラスクリーナー、研磨剤を含んだクレンザー、アンモニア系洗剤や有機溶剤、シンナー、結露防止剤、その他薬品・薬剤は絶対に使用しないこと。
- ・乾拭きや強い力での拭き掃除は避けること。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は全作業共通

8. カーペット清掃

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容

カーペット部を洗浄等で洗浄する。エキストラクター等で汚水を取り乾燥させる。染み等の汚れが著しい箇所は染み等を除去し洗浄する。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は全作業共通

9. モップ洗浄・交換業務

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」

(2) モップの数量

毎月20日前後に各施設で使用したモップを洗浄し、決められた枚数のモップと

交換する。

- ・ 中央公民館 5枚（毎月）
- ・ 中央体育館 9枚（毎月）
- ・ 東体育館 5枚（毎月）
- ・ 西体育館 3枚（毎月）
- ・ 北体育館 5枚（毎月）
- ・ 真美ヶ丘体育館 5枚（毎月）

（3）用具及び材料・（4）一般事項は前記と同様

10. 給食室関連（換気扇、壁面・厨房フード、厨房ダクト清掃）

（1）対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

（2）用具及び材料・（3）一般事項は前記と同様

11. 給食室関連（グリストラップ清掃作業）

（1）対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

（2）作業実施内容及び作業手順

- イ 車両の設置及び周囲の安全確認
- ロ グリストラップの場所確認
- ハ 回収（吸引）ホースのセッティング
- ニ 洗浄水の準備（現場にて水道を借りて水ホースをつなぐ）
- ホ グリストラップの蓋を開け清掃前の写真を撮る。
- ヘ グリストラップ内のバスケット（ゴミ受け）を洗剤を用いて洗浄する。
- ト グリストラップ内の壁面及び仕切板の油を除去し洗浄する。
- チ グリストラップ内の汚水及び油分を回収（吸引）する。
- リ グリストラップ槽内を洗浄し、洗浄水を回収（吸引）する。
- ヌ 清掃後の写真を撮る。
- ル 回収（吸引）ホースを片付ける。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は前記と同様

(5) 注意事項

イ 車両の設置及び周囲の安全については、十分に確認すること。

ロ 完了報告書には写真及びマニフェストを添付する。

1 2. フィルター清掃作業

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」

(2) 作業実施内容・

イ フィルターを本体から取り外し洗剤にて洗浄する。

ロ 埃等の付着が著しい場合は、掃除機で吸塵する。

ハ 高圧洗浄機等で水洗いを実施する。

ニ 十分に乾燥させた後、本体に取り付ける。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は前記と同様

1 3. 網戸清掃

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容及び要領

網戸に付着した埃を除去することで、網戸機能の維持を図るとともに、軒下のクモの巣を除去し、美観を保つ。作業 完了後、速やかに報告書を作成し提出する。

イ 網戸に付着した埃、汚れを除去する。

ロ 洗剤等を用い洗浄し、その後水洗いを実施して乾燥させる。

ハ 元の位置に網戸を設置する。 その際、軒下のくもの巣も除去する。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は前記と同様

14. マット・トイレ衛生品交換

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容及び要領

ア マット・衛生品の規格についても「別紙4 清掃・委託業務一覧」のとおり。

イ 交換対象備品周辺の環境美化に努める。

エ 交換の際に発生した、ごみや汚れを除去する。

(3) 用具及び材料・(4) 一般事項は前記と同様

15. 害虫駆除作業

(1) 対象施設及び作業回数

「別紙4 清掃・委託業務一覧」 参照

(2) 作業実施内容及び要領

イ 薬剤は厚生労働省の認可を受けたものを使用する。

ロ 防除施工の維持管理のため、害虫・鼠の発生状態等を巡回により点検し異常が発見された場合は施設に報告し指示を受ける。

(3) 小学校作業実施要領については以下のとおり。

イ 各校給食室において、次の施工を行うものとする。

1ヶ月1回の鼠族・衛生害虫の防除点検・施工を実施すること。

殺鼠用毒餌の設置(対象区域は、給食室全域とし、対象区域10㎡に1個程度。)、

喫食(減少)量チェック、補充及び交換。殺鼠剤の使用が困難又は不適切な場所には、鼠捕獲用粘着トラップの設置、捕獲状況調査及び交換。

ロ 衛生害虫調査用トラップの設置(対象区域は、調理場のうち水により影響をうけない区域とし、対象区域5㎡に1枚程度。)、捕獲状況調査及び交換。

ハ 鼠、衛生害虫の発生が確認されたときには、その都度駆除を行い、発生を抑制するための処置を行うこと。

二 夏季休業及び春季休業中の年2回、衛生害虫の防除施工を実施すること。

・即効性殺虫剤の濃厚少量噴霧(空間噴霧)施工。

・調理機器背面、隙間等への前号殺虫剤局所重点噴霧施工。

- ・残効性殺虫剤の壁際、調理台等裏面、調理機器下部及び背面等へ残留噴霧施工。

ホ 従事者の衛生管理

業務従事者が調理場内に入るときは、白衣、白帽、マスク及び作業靴を着用し、清潔な服装を心がけること。

ヘ 業務実施上の留意点

- ・業務の遂行の際に、調理場職員の作業の妨げにならないよう配慮すること。
- ・毎月の防除点検業務について、施設への入室時間は、原則として午後2時以降とし、それ以外の時間帯に入室する必要がある場合は、事前に調理場衛生管理責任者の許可を得ること。

ト 使用薬剤については、建築物衛生法施行規則に準じ、薬事法上の許可を受けた医薬品・医薬部外品を使用すること。

チ 薬剤を使用又は噴霧する際には、食品や食器へ影響のないように留意すること。

リ 毒餌及びトラップを設置する際には、効果及び安全性に配慮すること。

ヌ その他実施に係る安全性の確保について、各校の学校給食関係者に適切な情報を提供するとともに、使用薬剤の人体への安全性及び低臭性に配慮すること。

(4) 用具及び材料・(5) 一般事項は前記と同様